

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

訓 令	ページ
○京都府地方機関処務規程及び京都府職員 服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)	917
○京都府法令審査委員会規程及び京都府文 書規程の一部を改正する訓令 (政策法務課)	918
告 示	
○落札者の決定 (府有資産活用課)	〃
○ 〃 (情報政策課)	919
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (山城北保健所)	〃
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	920
○道路の区域変更 (南丹 土木事務所、中丹東土木事務所、中丹西土木事務所)	921
○道路の供用開始 (乙訓土木事務所、南丹土木事務所)	923
○河川区域の変更による廃川敷地等 (京都土木事務所)	〃
○重要開発調整池の設置の完了 (南丹土木事務所)	〃
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	924
○都市計画区域区分の変更 (都市計画課)	〃
○都市計画道路の変更 ( 〃 )	〃

公 告	ページ
○一般競争入札の実施 (入札課)	925
○土地改良区役員の就任届 (中丹広域振興局)	928
○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局)	〃
○農業振興地域の区域変更 (経営支援・担い手育成課)	〃
○肥料登録の有効期間の更新 (農産課)	929
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (森の保全推進課、丹後広域振興局)	〃
○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	932
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃
○一般競争入札の実施 (流域下水道事務所)	〃

### 教育委員会

○京都府教育委員会地方機関等処務規程及び京都府 教育庁職員服務規程の一部を改正する訓令	936
--	-----

### 公安委員会

○集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施 行規則等の一部を改正する規則	〃
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	938

### 監査委員

○令和元年度に執行した監査の結果に基づき講じら れた措置	939
---------------------------------	-----

## 訓 令

### 京都府訓令第20号

本 庁  
地方機関

京都府地方機関処務規程及び京都府職員服務規程の一  
部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地方機関処務規程及び京都府職員服務規程  
の一部を改正する訓令

(京都府地方機関処務規程の一部改正)

第1条 京都府地方機関処務規程(昭和30年京都府訓令

第23号)の一部を次のように改正する。

第43条の9を次のように改める。

(出勤の記録)

第43条の9 職員は、出勤したときは、別に定めると  
ころにより、出勤の記録をしなければならない。

2 長は、出勤の記録及び出勤状況を点検し、所要の  
措置を講じなければならない。

第64条中「規程」を「訓令」に、「外」を「ほか、」  
に改める。

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式 削除

(京都府職員服務規程の一部改正)  
第2条 京都府職員服務規程(昭和31年京都府訓令第5  
号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「訓令」に、「外」を「ほか」  
に改める。

第8条の見出しを「(出勤の記録)」に改め、同条第  
1項を次のように改める。

職員は、出勤したときは、別に定めるところにより、出勤の記録をしなければならない。

同条第2項中「課長は、出勤簿並びに」を「所属長は、出勤の記録及び」に改める。

第23条中「課長」を「所属長」に、「並びに」を「及び」に、「当らしめなければ」を「当たらしめなければ」に改める。

第25条中「課長」を「所属長」に改める。

第26条中「規程」を「訓令」に、「外」を「ほか」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

## 京都府訓令第21号

本 庁

京都府法令審査委員会規程及び京都府文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府法令審査委員会規程及び京都府文書規程の一部を改正する訓令

(京都府法令審査委員会規程の一部改正)

第1条 京都府法令審査委員会規程(昭和27年京都府訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「前項の副知事以外の副知事及び」を削る。

第2条第2項中「委員長があらかじめ定めた順序により」を削る。

第3条を削る。

第4条中「とき」を「ときに」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「趣旨」を「趣旨等」に改め、同条を第4条とする。

第6条第2項を次のように改める。

2 幹事は、所掌事務について必要な審査及び調整を行う。

第6条に次の1項を加える。

3 委員を置く課(これに相当する組織を含む。)の幹事は、委員会の審査について委員を補佐する。

第6条を第5条とする。

第7条中「の主管とする」を「において処理する」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「規程」を「訓令」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第7条とする。

別表を次のように改める。

別表(第1条関係)

総務部副部長

職員総務課長

会計課長

政策法務課長

財政課長

自治振興課長

企画総務課長

(京都府文書規程の一部改正)

第2条 京都府文書規程(昭和30年京都府訓令第26号)

の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(法令審査)

第26条 次に掲げる事項を審査するため、京都府法令審査委員会を置く。

(1) 府条例及び重要な府規則の制定及び改廃に関すること。

(2) 法令の解釈及び適用に係る重要な事項に関すること。

(3) 訴訟その他の争訟に係る重要な事項に関すること。

2 京都府法令審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年12月25日から施行し、この訓令による改正後の京都府法令審査委員会規程及び京都府文書規程の規定は、令和2年11月10日から適用する。

## 告 示

### 京都府告示第687号

落札者を次のとおり決定した。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 調達の名称及び数量

京都府本庁庁舎で使用する電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部府有資産活用課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

3 落札決定日

令和2年11月19日

4 落札者の名称及び所在地

中部電力ミライズ株式会社

名古屋市東区東新町1番地  
 5 落札金額  
 46,787,855円  
 6 契約の方法  
 一般競争入札  
 7 入札公告日  
 令和2年9月11日



京都府告示第688号

落札者を次のとおり決定した。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 業務の名称及び数量  
 京都デジタル排水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器賃借及び運用保守業務 一式  
 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 京都府政策企画部情報政策課  
 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
 3 落札決定日  
 令和2年11月11日  
 4 落札者の名称及び所在地  
 NECキャピタルソリューション株式会社  
 東京都港区港南二丁目15番3号  
 5 落札金額  
 83,216,870円  
 6 契約の方法  
 一般競争入札  
 7 入札公告日  
 令和2年9月29日



京都府告示第689号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
久世郡久御山町島田江ノ口43の一部（次の図に示す部分に限る。）	ふっ素及びその化合物
宇治市六地藏徳永16の一部及び17の一部（次の図に示す部分に限る。）	砒素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第690号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和2年度	第66号	今西 勇輔	京丹後市	京丹後市大宮町明田高田1259
		有限会社おおみや小町工房	〃	〃 〃 〃 1260ほか1筆

2 認可した日  
令和2年12月17日



京都府告示第691号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和2年12月25日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
舞鶴市伊佐津、南田辺及び円満寺地区
- 2 測量の期間  
令和2年8月3日から令和2年10月30日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（基準点測量）



京都府告示第692号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府丹後土木事務所長から通知があった。

令和2年12月25日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京丹後市久美浜町、網野町及び峰山町地内
- 2 測量の期間  
令和2年9月17日から令和3年3月15日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（航空レーザ測量）



京都府告示第693号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長から通知があった。

令和2年12月25日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
船井郡京丹波町
- 2 測量の期間  
令和2年10月7日から令和3年3月19日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（用地測量）



京都府告示第694号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和2年12月25日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
八幡市橋本から八幡茶屋ノ前・淀川本川まで
- 2 測量の期間  
令和2年10月8日から令和3年2月26日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（河川定期縦断測量及び3級水準測量）



京都府告示第695号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府丹後土木事務所長から通知があった。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
宮津市字里波見から字長江地内まで
- 2 測量の期間  
令和2年11月19日から令和3年3月25日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（航空レーザ測深）

京都府告示第696号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府南丹土木事務所長から通知があった。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
亀岡市畑野町地区
- 2 測量の期間  
令和2年11月20日から令和2年12月20日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）

京都府告示第697号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局長から通知があった。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京都府の一部
- 2 測量の期間

令和2年12月15日から令和3年2月28日まで

- 3 測量の種類  
公共測量（三次元データ計測）

京都府告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和2年12月25日から令和3年1月8日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 423号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
亀岡市曾我部町法貴蛇葬13の5から 亀岡市曾我部町法貴蛇葬24の2を経て 亀岡市曾我部町法貴明智岩27の1まで	前	最小 7.0	486.0	現道の供用は従前のとおり
		最大 22.4		
亀岡市曾我部町法貴蛇葬13の5から 亀岡市曾我部町法貴蛇葬24の2を経て 亀岡市曾我部町法貴明智岩27の1まで	後	最小 7.0	486.0	
		最大 22.4		
亀岡市曾我部町法貴蛇葬13の5から 亀岡市曾我部町法貴蛇葬26の2を経て 亀岡市曾我部町法貴明智岩27の1まで	後	最小 8.6	502.4	
		最大 61.8		

- (4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 426号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市字夷小字廣久川23の9から 福知山市字夷小字廣久川39の1まで	前	最小 9.9 <sup>m</sup>	74.3 <sup>m</sup>
		最大 14.5	
福知山市字夷小字廣久川39の1まで	後	最小 17.7	
		最大 27.1	

- (4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 小浜綾部線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
綾部市五津合町大田1の3から 綾部市五津合町大町1の1(右)を経て 綾部市五津合町荒木4の2まで	前	最小 6.3 最大 15.4	435.9	現道の供用は従前のとおり
綾部市五津合町大田1の3から 綾部市五津合町大町1の1(右)を経て 綾部市五津合町荒木4の2まで	後	最小 6.3 最大 15.4	435.9	
綾部市五津合町大田1の3から 綾部市五津合町大町37の1を経て 綾部市五津合町復元7の1まで		最小 11.2 最大 24.6	432.3	
綾部市五津合町大田1の3から 綾部市五津合町荒木1の2を経て 綾部市五津合町奥凹20まで		最小 6.3 最大 15.4	407.7	
綾部市五津合町荒木2の3から 綾部市五津合町荒木1の2を経て 綾部市五津合町奥凹20まで	後	最小 6.3 最大 15.4	407.7	
綾部市五津合町荒木2の3から 綾部市五津合町復元2の1を経て 綾部市五津合町奥凹20まで		最小 11.2 最大 24.6	448.9	

- (4) 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 4(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 京丹波三和線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
船井郡京丹波町下山小野3の7から 船井郡京丹波町下山登尾7の7まで	前	最小 4.3 最大 36.2	644.5
	後	最小 7.6 最大 36.2	

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 5(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 舞鶴和知線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
綾部市五津合町畑川70から 綾部市五津合町畑川66を経て 綾部市五津合町荒木2の3まで	前	最小 5.6 最大 10.3	373.4	現道の供用は従前のとおり

綾部市五津合町畑川70から 綾部市五津合町畑川66を経て 綾部市五津合町荒木2の3まで	後	最小 5.6 最大 10.3	373.4
綾部市五津合町畑川70から 綾部市五津合町畑川76を経て 綾部市五津合町荒木2の3まで		最小 12.0 最大 18.6	313.8
綾部市五津合町荒木2の3から 綾部市五津合町荒木1の2を経て 綾部市五津合町奥凹20まで	前	最小 6.3 最大 15.4	407.7
綾部市五津合町荒木2の3から 綾部市五津合町荒木1の2を経て 綾部市五津合町奥凹20まで	後	最小 6.3 最大 15.4	407.7
綾部市五津合町荒木2の3から 綾部市五津合町復元2の1を経て 綾部市五津合町奥凹20まで		最小 11.2 最大 24.6	448.9

- (4) 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 6(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 日吉京丹波線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
船井郡京丹波町須知色紙田24の1から 船井郡京丹波町須知鍋倉46の6まで	前	最小 11.4 最大 13.6	92.3
	後	最小 12.2 最大 38.1	110.0

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 7(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 桧山須知線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
船井郡京丹波町曾根深シノ51の5から	前	最小 6.9 <sup>m</sup> 最大 43.3	528.8 <sup>m</sup>
	後	最小 11.0 最大 100.6	

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

8(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 下野条上川口停車場線

(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市字上野条小字崩577の1から	前	最小 13.2 <sup>m</sup> 最大 21.5	28.8 <sup>m</sup>
	後	最小 20.5 最大 47.2	

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和2年12月25日から令和3年1月8日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路 線 名 423号

(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市曾我部町法貴蛇葬13の5から 亀岡市曾我部町法貴蛇葬26の2を経て 亀岡市曾我部町法貴明智岩27の1まで	令和2年12月25日

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 奥海印寺納所線

(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前61の15から 乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前61まで	令和2年12月25日

(4) 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第700号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、京都府京都土木事務所に備えておく。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 河川の名称

一級河川淀川水系西羽東師川支川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年12月7日

3 廃川敷地等の位置

京都市伏見区羽東師古川町845番1、845番2、845番3、845番4、845番5、845番6

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地及び河川管理施設 1083.52平方メートル

京都府告示第701号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 重要開発調整池の所在地

南丹市園部町横田茶山2番地ほか33筆

2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

森ノ宮エネルギー株式会社  
代表取締役 西尾 潤一  
大阪市中央区森ノ宮中央一丁目14番17号

与謝郡伊根町字本庄上小字殿村884	13号及び 14号
〃 〃 〃 小字今田984	15号
〃 〃 〃 小字白崎1234の1	16号

京都府告示第702号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所において縦覧に供する。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
本庄上急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線、標柱5号と6号を市有道路沿いに結んだ線、標柱6号から10号までを順次結んだ線、標柱10号と11号を市有道路沿いに結んだ線、標柱11号と12号を結んだ線、標柱12号と13号を市有道路沿いに結んだ線、標柱13号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を町道殿村今田線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域

所在地	標柱
与謝郡伊根町字本庄上小字殿村828地先無番地	1号
〃 〃 〃 〃 834の1	2号
〃 〃 〃 〃 833・833の1合併	3号
〃 〃 〃 小字奥10022の7	4号
〃 〃 〃 〃 10022の8	5号
〃 〃 〃 〃 10022の10	6号
〃 〃 〃 〃 10022の15	7号
〃 〃 〃 小字上ノ890	8号
〃 〃 〃 〃 888	9号
〃 〃 〃 小字殿村887	10号
〃 〃 〃 〃 878	11号
〃 〃 〃 〃 880	12号

京都府告示第703号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、舞鶴都市計画区域区分を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
舞鶴市大字喜多小字焼山、小字日ノ和田、小字千坂、小字仲田及び小字仁屋の各一部、大字堂奥小字大谷、小字西ヶ森、小字小谷、小字三条橋、小字谷口、小字荒堀、小字竹中、小字サイカセ、小字旭、小字鎌谷、小字奥ノ堂、小字上路及び小字大迫の各一部、大字堂奥小字土別、小字沢、小字野家、小字由り道、小字大迫口及び小字家中の全部並びに大字小倉小字打越、小字オリト、小字サカイ、小字ジガ谷、小字スモモ、小字ドウド、小字ホノキ、小字引田、小字上万丁、小字水口及び小字大柳の各一部
- 2 縦覧場所  
京都府建設交通部都市計画課

京都府告示第704号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、舞鶴都市計画道路を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域

3・6・19号溝尻小倉線

追加する部分

舞鶴市大字小倉小字穴田、小字万丁、小字打越、小字オリト、小字ジガ谷、小字水口、小字ホノキ、小字スモモ、小字大柳、小字ヲクロボ及び小字サカイ

変更する部分

舞鶴市大字堂奥小字野家、小字旭、小字堺及び小字ヲクロボ

## 2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課

# 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達の名称及び数量

ア 京都府総合庁舎等で使用する電力調達 一式

イ 京都府立学校等で使用する電力調達 一式

#### (2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (3) 調達期間

仕様書のとおり

#### (4) 調達施設

ア 京都府総合庁舎等

イ 京都府立学校等

### 2 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

##### ア 交付期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月8日

（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び令和2年12月29日から令和2年12月31日までを除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

##### イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和2年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和2年京都府告示第14号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「燃料類」—小分類「電力」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和2年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

#### (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。  
なお、確認申請書については、電子調達システ

ムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

### (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

### (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

#### (イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

#### (ウ) 提出期限

令和3年1月5日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府府民環境部エネルギー政策課エネルギー政策係

電話番号（075）414-4298

#### (イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo.html>）からダウンロードすること。

#### (ウ) 提出期限

令和3年1月5日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

## 5 入札手続等

### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和3年1月21日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和3年1月22日（金）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和3年1月21日（木）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

#### (ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課長

#### (イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和3年1月22日（金）午前10時15分

### (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア又はイのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア又はイのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札  
エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

#### (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

#### (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (7) 契約書作成の要否

要する。

#### 6 入札保証金

免除する。

#### 7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

#### 8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号に該当する場合は、免除する。

#### 9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定める

ところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

#### 10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

a. Supply of electricity for General Government buildings of the Kyoto Prefectural, etc.

b. Supply of electricity for the Kyoto Prefectural schools, etc.

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday, December 25, 2020 to 5:15 PM on Friday, January 8, 2021

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, January 21, 2021 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, January 22, 2021

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Thursday, January 21, 2021

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Friday, January 22, 2021

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



栗村井堰土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
綾部市栗町土居ノ内1	大 島 得 士
〃 〃 大谷119	梅 原 麗 子
〃 〃 早田33の1	川 島 信 治
〃 〃 栗町沢98	大 槻 明
〃 豊里町長砂15	大 槻 簡 一
〃 石原町野ノ下44の1	塩 見 博 文
〃 私市町左古64	大 島 秀 樹
福知山市大字私市小字堺24	大 槻 卓 司
綾部市館町下館66	村 上 克 司
〃 大島町西谷田30	大 槻 好 之
〃 位田町馬淵57	福 井 洋

(2) 監事

住 所	氏 名
綾部市栗町竹ノ下22	村 上 彰 広
〃 私市町左古82	森 本 孝 志
〃 位田町込山10	門 和 典
〃 豊里町福垣140	丸 岡 和 憲

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
綾部市栗町市庭89・90・91・92合地	塩 見 松 夫
〃 〃 大谷1の3	梅 原 邦 近
〃 〃 花貝49	佐々木 修
〃 〃 小東90の5	鈴 木 弘 章

綾部市豊里町福垣228	丸 岡 雅 宏
〃 小貝町樋ノ口9の1	村 上 正 義
〃 私市町佐古82	森 本 孝 志
福知山市大字私市小字西ヶ端30	塩 見 健 二
綾部市館町森下32	佐 藤 徹
〃 大島町岡ノ段18・18の1合地	大 槻 實 輝
〃 位田町丸岡8の20	塩 見 俊 治

(2) 監事

住 所	氏 名
綾部市栗町大谷90	井 上 忠 義
〃 〃 南ユルズ1	大 槻 誠市郎
〃 小貝町畔上通8	酒 井 好 春
〃 館町シボラ6	大 槻 昭 男

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市昭和池土地改良区の定款の変更を令和2年12月15日認可した。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、京都府農林水産部経営支援・担い手育成課及び京都府中丹広域振興局農林商工部において縦覧に供する。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 名称  
舞鶴地域（舞鶴市）
- 2 区域  
舞鶴市の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

- (関係図面の青線で囲んだ区域から赤色で着色した区域を除いた部分)
- (1) 令和2年京都府告示第703号により決定された舞鶴都市計画市街化区域の区域
  - (2) 平成8年京都府告示第412号により指定された臨港地区の区域
  - (3) 昭和41年京都府告示第115号により指定された港湾隣接地域の区域
  - (4) 昭和46年京都府告示第107号により定められた民

- 有林野の林班番号1から8まで、10から24まで、27、29から34まで、36、37、40、43、44、46から49まで、56から74まで、76、79から228まで、230から256まで、258、259、261から287まで、289から298まで、305から330まで及び332から347までの区域
- (5) 林野庁、財務省及び内閣府所管国有林並びに官行造林の区域
- (6) 冠島及び沓島の区域
- (7) 舞鶴市喜多の一部の区域



肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					氏名又は名称	住 所	
京都府第437号	加工家きんふん肥料	スーパーヒカリ1号	窒素全量 2.5% りん酸全量 6.0% 加里全量 2.5%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	杉山 吉一	京都市南区上鳥羽南中ノ坪町52	令 9. 1. 19



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和2年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
西日本高速道路株式会社関西支社  
支社長 永田 順宏  
茨木市岩倉町1番13号
- (2) 林地開発行為の目的  
高速自動車国道の造成（宇治田原町禅定寺・岩山工区）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域  
綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字高尾6番14ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積

23.0ヘクタール

- (5) 期間  
平成27年10月29日から令和6年3月31日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺及び岩山地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、車両の汚れを除去する。また、必要に応じ散水を行う。
交通量の増加	〃	資材搬入車両等の出入りに際し周辺道路の円滑な交通を確保するため、場内の車両出入口、宇治田原町道0205号線の一部及び綴喜郡宇治田原町大字岩山小字高岡地内の農道に交通保安要員を配置する。

濁水の発生	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺及び岩山地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中は、場内流末最下流部に沈砂池を設置し、泥を沈下させた後に場外に排水する。完成後は、油水分離ますを設置し、路面排水の油分等を分離させた後に河川に放流する。
騒音の発生	綴喜郡宇治田原町大字岩山地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	トンネル坑口部には防音壁を設置し、発破による騒音を低減する。また、必要に応じ仮設防煙壁を設置する等、対策を行う。
河川水量の増加	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺及び岩山地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中においては、沈砂池を介し、現況の水路等に分散して排水を行う。完成後は、道路の路面排水を調整池に集約するため、放流量を調整した上で河川に放流する。
粉じんの発生	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺及び岩山地区、大津市大石小田原町の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中において、粉じんが発生した場合は、散水及び防じんネットにより粉じんの発生を抑制する。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- イ 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
宇治市宇治若森7の6
- ウ 宇治田原町建設環境課  
綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1
- エ 西日本高速道路株式会社関西支社新名神京都事務所  
京都市山科区四ノ宮泓37

(9) 縦覧期間

令和2年12月25日(金)から令和3年1月25日(月)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間  
令和2年12月25日(金)から令和3年2月8日(月)まで
- イ 提出先  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
京都府農林水産部森の保全推進課  
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6  
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興

課  
 (「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)  
 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 サン開発株式会社  
 代表取締役 木本 和彦  
 舞鶴市字和江880番地  
 (2) 林地開発行為の目的  
 土石の採掘(採石)  
 (3) 林地開発行為をしようとする区域  
 舞鶴市字和江小字和江ノ谷10651番2ほか(次の図のとおり)  
 (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積  
 40.4ヘクタール  
 (5) 期間  
 ア 林地開発行為を行う期間  
 令和3年6月21日から令和8年6月20日まで  
 イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
 昭和50年12月19日から令和28年6月20日まで  
 (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
 有  
 (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
河川水量の増加及び濁水の発生	舞鶴市字和江及び宮津市字石浦地区の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内の排水は、防災池及び沈砂池に集水し、泥を沈下させた後、場外に排水するとともに、沈砂池に流入した土砂を定期的に除去する。
土砂の流出	〃	降雨により場内から流出する土砂を防災池及び沈砂池に集積するとともに、沈砂池に流入した土砂を定期的に除去する。
騒音の発生	〃	砕石プラント及び重機の不要な運転は、行わない。 周囲に残置森林を確保し、周辺区域との間に緩衝帯を設ける。
粉じんの発生	〃	場内を定期的に散水し、粉じんの飛散を防止する。 周囲に残置森林を確保し、周辺区域との間に緩衝帯を設ける。

道路の汚れの発生	舞鶴市字和江地内の一部に存する国道178号(次の図のとおり)	場内からの出口付近においてタイヤ洗浄を実施し、運搬車両を洗浄する。 道路が汚れた場合は、適宜清掃をする。
交通量の増加	舞鶴市字和江及び宮津市字石浦地内の一部に存する国道178号(次の図のとおり)	場内への出入りに際しては、安全運転に注意するよう、車両運転者への指導を徹底する。 場内への入口と出口を分け、入場車両による道路の停滞を防止する。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- イ 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課  
舞鶴市字浜2020番地
- ウ 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課  
京丹後市峰山町丹波855番地
- エ 舞鶴市産業振興部農林課  
舞鶴市字北吸1044番地
- オ 宮津市産業経済部農林水産課  
宮津市字柳縄手345番地 1
- カ サン開発株式会社  
舞鶴市字和江880番地

(9) 縦覧期間

令和2年12月25日(金)から令和3年1月25日(月)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間  
令和2年12月25日(金)から令和3年1月25日(月)まで
- イ 提出先  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
京都府農林水産部森の保全推進課  
〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地  
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課  
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地  
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)

- 3(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
松村産業株式会社  
代表取締役 松村 竹治

- 京丹後市峰山町赤坂555番地
- (2) 林地開発行為の目的  
土石の埋立て
- (3) 林地開発行為をしようとする区域  
京丹後市網野町三津小字三津ヶ丘1262番ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積  
4.9ヘクタール
- (5) 期間  
ア 林地開発行為を行う期間  
令和3年6月28日から令和6年6月27日まで  
イ 林地開発行為の全体の計画期間  
平成30年6月28日から令和6年6月27日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	開発区域から市道三津徳光線までの道路(次の図のとおり)	地元車両優先とし、原則時速20km以下で走行する。 運搬車両運転手に対し、安全運転の指導を徹底する。
飛砂の発生	京丹後市網野町三津地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	散水車により適宜に散水する。 盛土が完了した場所から順次緑化する。
周辺道路の汚れ	京丹後市網野町三津地内の一部に存する道路(次の図のとおり)	搬出入ゲート付近の道路を碎石舗装し、タイヤに付着する砂を軽減すると共に、タイヤ洗浄員を設置して、タイヤに付着した土砂を落とす。 洗浄水については、全て場内へ引き込む。 道路が汚れた場合は、散水車等で道路の汚れを清掃する。
河川水量の増加	京丹後市網野町三津地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内に降った雨水を調整池にて調整後、場外に排水する。 調整池にたまった土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。
濁水の発生	〃	場内の雨水は、沈砂池兼調整池にて泥分を沈下させた後、場外に排水する。

		沈砂池兼調整池にたまった土砂を定期的に除去し、沈砂池兼調整池の容量を確保する。 地元立会いのもと、水質検査を定期的に実施し、汚濁水流出防止及び水質の管理を行う。
騒音の発生	京丹後市網野町三津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	重機、運搬車両等のアイドリングを禁止する。 低騒音仕様の重機の使用に努める。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課  
京丹後市峰山町丹波855番地
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- ウ 京丹後市農林水産部農林整備課  
京丹後市大宮町口大野226番地
- エ 松村産業株式会社  
京丹後市峰山町赤坂555番地

(9) 縦覧期間

令和 2 年12月25日（金）から令和 3 年 1 月25日（月）まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間  
令和 2 年12月25日（金）から令和 3 年 1 月25日（月）まで
- イ 提出先  
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地  
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

〔次の図〕は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 2 年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第565号	令 2. 12. 15	京都府乙訓土木事務所	乙訓郡大山崎町字円明寺小字薬師前8の3	m 18.6	m 最小 6.0 最大 6.0



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 2 年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市横島町十一86の 2、86の 3、127の 1、127の 2、127の 4  
（関連区域）  
宇治市横島町十一84の 6 の一部、86の 4 の一部、88の 2 の一部、88の 3 の一部、88の 4 の一部、90の 1、90の 2 の一部、90の 3 の一部、127の 3、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市中京区壬生桜町20  
東洋印刷株式会社



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。  
また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 2 年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達の名称及び数量
    - ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達 一式
    - イ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達 一式
    - ウ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達 一式
  - (2) 調達物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 調達施設及び調達期間
    - ア (1)のイに係る調達  
洛西浄化センター  
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで
    - イ (1)のイに係る調達

- (ア) 木津川上流浄化センター  
相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木97番地  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (イ) 相楽中継ポンプ場  
木津川市相楽高下4番地9  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- ウ (1)のウに係る調達
  - (ア) 宮津湾浄化センター  
宮津市字獅子10番地  
令和3年4月9日から令和4年4月8日まで
  - (イ) 獅子崎中継ポンプ場  
宮津市字獅子崎小字大苗代195番4  
令和3年4月8日から令和4年4月7日まで
  - (ウ) 鶴賀中継ポンプ場  
宮津市字鶴賀2158番7  
令和3年4月2日から令和4年4月1日まで
  - (エ) 須津中継ポンプ場  
宮津市字須津小字大藪濱1967番1  
令和3年4月17日から令和4年4月16日まで
  - (オ) 四辻中継ポンプ場  
与謝郡与謝野町字四辻小字青田630番2  
令和3年4月11日から令和4年4月10日まで
  - (カ) 堂谷中継ポンプ場  
与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻41番3  
令和3年4月22日から令和4年4月21日まで
- (4) 契約期間  
契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。  
なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。
- 2 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号 (075) 414-5428  
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
  - (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1  
京都府流域下水道事務所総務課  
電話番号 (075) 954-1877
  - (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
    - ア 交付期間  
令和2年12月25日(金)から令和3年1月8日(金)まで(日曜日、土曜日、祝日及び令和2年12月29日から令和2年12月31日までを除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
    - イ 入手方法
      - (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和2年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和2年京都府告示第14号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「燃料類」一小分類「電力」
  - (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
  - (4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和2年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。
  - (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - (6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
  - (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。
- 4 入札参加資格の確認手続  
入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、令和2年10月30日付け京都府公報第154号において京都府流域下水道事務所が公告した一般競争入札の1のア、イ又はウのいずれかの業務において入札参加資格の確認通知を受けている者にあつては、一般競争入札参加資格確認資料については提出を要しない。  
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - (1) 提出期間  
2の(3)のアに同じ。
  - (2) 提出方法
    - ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。  
なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したも

のとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 提出書類

提出書類の詳細は、入札説明書による。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和3年1月5日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府府民環境部エネルギー政策課エネルギー政策係

電話番号（075）414-4298

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」(<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和3年1月5日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期

間

令和3年1月21日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和3年1月22日（金）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和3年1月21日（木）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和3年1月22日（金）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて、仕様書に明示する電気使用実績により算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、いったん入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあつては、(1)のウの(ア)の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの(ア)の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例

によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否  
要する。

8 入札保証金  
免除する。

9 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあつたときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(6) この入札に係る令和3年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、契約を解除することがある。

12 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

a. Supply of electricity for Rakusai Wastewater Treatment Plant.

b. Supply of electricity for Kizu River Upstream Wastewater Treatment Plant, etc.

- c. Supply of electricity for Miyazu Bay Wastewater Treatment Plant, etc.
- (2) Bidding method  
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM on Friday, December 25, 2020 to 5:15 PM on Friday, January 8, 2021
- (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, January 21, 2021 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, January 22, 2021  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail  
5:00 PM on Thursday, January 21, 2021
- (6) The time, date and place for the opening of tender  
10:15 AM on Friday, January 22, 2021  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice  
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan  
TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第 7 号

本 庁  
地 方 機 関  
京都府総合教育センター  
京 都 府 立 図 書 館  
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会地方機関等処務規程及び京都府教育庁職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年12月25日

京都府教育委員会  
教育長 橋 本 幸 三

京都府教育委員会地方機関等処務規程及び京都府教育庁職員服務規程の一部を改正する訓令

(京都府教育委員会地方機関等処務規程の一部改正)  
第 1 条 京都府教育委員会地方機関等処務規程（昭和34年京都府教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。  
附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。  
2 情報処理システムを利用して出勤の記録、届出等を行う場合にあつては、当分の間、第55条から第56条の 2 まで、第57条、第61条及び第62条第 1 項の規定は、適用しない。

(京都府教育庁職員服務規程の一部改正)  
第 2 条 京都府教育庁職員服務規程（昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「課長」を「所属長」に改める。  
附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。  
2 情報処理システムを利用して出勤の記録、届出等を行う場合にあつては、当分の間、第 9 条から第10条の 2 まで、第11条、第15条及び第16条第 1 項の規定は、適用しない。

附 則

この訓令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月25日

京都府公安委員会  
委員長 平 林 幸 子

京都府公安委員会規則第14号

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（昭和29年京都市公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「署名押印（又は指印とする。）させ」を「署名させ」に改める。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号中「氏名押印」を「署名」に改める。

(京都府道路交通規則の一部改正)

第 2 条 京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員

会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の4、別記様式第4号、別記様式第4号の2、別記様式第4号の4、別記様式第7号、別記様式第7号の2、別記様式第7号の4、別記様式第8号、別記様式第10号の(表)、別記様式第10号の3の2、別記様式第10号の7及び別記様式第11号から別記様式第13号までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第18号の2中「あなたの印で証紙を消印してください。」を削る。

別記様式第18号の3中「㊦」及び「この部分に京都府収入証紙を貼り付けてあなたの印で消印してください。」を削る。

別記様式第18号の3の2から別記様式第18号の9まで及び別記様式第18号の11から別記様式第18号の16までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第19号の講習修了証明書中「㊦」を削る。

別記様式第20号から別記様式第23号まで、別記様式第25号から別記様式第26号の2まで、別記様式第29号、別記様式第30号、別記様式第33号、別記様式第35号及び別記様式第37号中「㊦」を削る。

(自動車等の運転者等に対する講習等実施規則の一部改正)

第3条 自動車等の運転者等に対する講習等実施規則(昭和61年京都府公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1、別記様式第2の2及び別記様式第4中「㊦」を削る。

別記様式第5中「㊦」を削る。

別記様式第5の2中「㊦」を削る。

別記様式第5の4中「㊦」を削る。

別記様式第5の5中「㊦」を削る。

別記様式第5の7中「㊦」を削る。

別記様式第5の8中「㊦」を削る。

別記様式第5の10中「㊦」を削る。

別記様式第6中「㊦」を削る。

別記様式第8中「㊦」を削る。

別記様式第9中「㊦」を削る。

別記様式第11中「㊦」を削る。

別記様式第11の2中「㊦」を削る。

別記様式第11の4中「㊦」を削る。

別記様式第15中「㊦」を削る。

別記様式第17中「㊦」を削る。

別記様式第17の2中「㊦」を削る。

別記様式第17の4中「㊦」を削る。

別記様式第17の5中「㊦」を削る。

別記様式第17の7及び別記様式第18中「㊦」を削る。

別記様式第19及び別記様式第19の2中「㊦」を削る。

別記様式第20中「取扱者印」を削る。

別記様式第21中「㊦」を削る。

別記様式第21の2中「㊦」を削る。

別記様式第21の2の3及び別記様式第21の3中「㊦」を削る。

別記様式第21の5中「㊦」を削る。

別記様式第22から別記様式第23までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第23の2、別記様式第23の3及び別記様式第25中「印」を削る。

(銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等に対する指示手続に関する規則の一部改正)

第4条 銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等に対する指示手続に関する規則(平成4年京都府公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「㊦」を削る。

(京都府放置車両の確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正)

第5条 京都府放置車両の確認事務の委託の手続等に関する規則(平成18年京都府公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第7号、別記様式第9号、別記様式第11号、別記様式第12号、別記様式第14号及び別記様式第15号中「㊦」を削る。

(銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項の規定による認知機能検査の受検申請に関する規則の一部改正)

第6条 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項の規定による認知機能検査の受検申請に関する規則(平成21年京都府公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 申請者は、※印欄には記載しないこと。

(京都府暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第7条 京都府暴力団排除条例施行規則(平成23年京都府公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第9号、別記様式第10号及び別記様式第12号中「㊦」を削る。

(京都府公安委員会審査請求手続規則の一部改正)

第8条 京都府公安委員会審査請求手続規則(平成28年京都府公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第21号及び別記様式第31号中「㊦」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式による用紙とみなし、所要の修正をして使用することができる。

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和2年12月25日

京都府公安委員会  
委員長 平 林 幸 子

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 型)	教習指導員審査(大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(中 型)	教習指導員審査(中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技能検定員審査(普 通)	教習指導員審査(普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 特)	教習指導員審査(大 特)
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(大 自 二)	教習指導員審査(大 自 二)
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(普 自 二)	教習指導員審査(普 自 二)
けん引免許（法第85条第3項のけん引自動車 車で同項の重被けん引車をけん引している もの）	技能検定員審査(けん 引)	教習指導員審査(けん 引)
大 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普 通 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 の 内 容		審 査 の 期 日	審 査 の 場 所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和3年2月15日（月）、令和3年2月16日（火）、令和3年2月17日（水）、令和3年2月18日（木）及び令和3年2月19日（金）	京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和3年1月18日（月）から令和3年1月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真（技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚

ウ 運転免許証（受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの）

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面（規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの）

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）別表第1に定める額を京都府収入証紙により納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課において配布する。

(2) 審査当日は、運転免許証、筆記用具及び印鑑を持参すること。

(3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課教習所係（電話075-631-5181（代表）内線452）に行うこと。

## 監 査 委 員

### 2年監査公表第12号

令和元年度に執行した監査の結果（令和元年11月1日から令和2年1月23日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

京都府監査委員	井 上 重 典
同	岡 本 和 徳
同	森 敏 行
同	小 林 裕 明

### 財政的援助団体等監査

#### 監査の結果

京丹後市商工会（監査実施年月日：令和元年11月15日）

#### （指摘）

補助対象人件費のうち、通勤手当額の認定を誤り、補助金が過大交付されている事例が認められた。

#### （措置の内容）

今回の監査結果を踏まえ、京丹後市商工会に対し、全職員の通勤手当額が正しく支給できているか点検を行わせ、問題がないことを確認した上

で、指摘に係る補助金返還等を求め、令和2年2月に過大交付となった補助金及び加算金の返還を受けた。

なお、当該商工会に対して、通勤手当申請時に積算資料の添付及び認定にあたっては、再確認を行うよう指導するとともに、府においても検査項目として新たに加え、積算資料の確認を行い、組織的なチェックを徹底することとした。